

貞丈雜記

九

本松
生田

			二五〇八七	和書門
一	二	三	四	類
冊	架	函	號	

庫	文	閣	內	
二	二	二	二	和
三	三	三	三	書
函	冊	架	類	

內閣文庫	
番號	和 25087
冊數	15 (9)
函號	212 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



Kodak, 2007 TM: Kodak



伊勢平藏貞丈先生著述

貞丈雜記 第三帙

東都書林 文溪堂發行



真丈雜記卷之九

書札之部

二 其相應之事 由

二 拾文上包紙よりなる 二 系

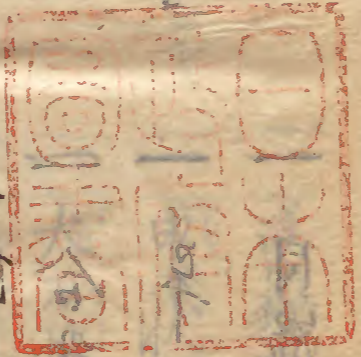
二 小文禮紙之事 圖

二 結状之事 圖

二 法内書法教書 圖

二 奉書之事

二 雜記九



二 式の立文之事 圖

二 上巻之事

二 禮紙之事 二 系

二 小文之事

二 脇文之事 圖

二 小文之内書

二 法下文之事

目一

- 勸文の事
- 廻状後書
- 七枚起請
- 真名草名
- 箱曲抄上書 圖
- 賞合之状目錄木のり
- 二の阿の字紙 片苗字
- 小治名
- 三々冬冬文字の事
- 香奠香典
- 散状之事
- 起請文契文状
- 判花押等之事 圖
- 二字之事行名博之事
- 文書消息之書以上
- 目錄之事 七ヶ条
- 書状宛所
- 合點之元書
- 早之記之事
- 目錄之白と書之事

- 祝書之事
- 關字之事
- 進物上包書法合之事
- 奠物之進物之目錄
- 三色目錄之別之儀之目錄
- 壁書之事
- 位署書之事
- 封状之披之後之状
- 歩付書之服付
- 起請之後之事
- 曾我流之札法
- 申状之初之答之状之二答之状之事
- 太刀目錄之後之書
- 目錄之料之紙之事
- 馬代目錄之書法
- 過書之事
- 候之字之事
- 封状之事
- 終文之形之事
- 著列

- 一 封入之事
- 二 出家之服付
- 三 返書之習文字
- 四 出家之宛所
- 五 款書之外題
- 六 乞索歷狀
- 七 歩渡引後引付
- 八 一書合啓一書合啓
- 九 自守之事下出之字付
- 十 状之止可七版

- 一 上所服付重言之事
- 二 女房ちりし事
- 三 手征矢多二張目録書法
- 四 硯水水々法
- 五 白状表急状
- 六 公帖之事
- 七 上所之事
- 八 風將川意い之文意
- 九 珍重之文字
- 十 上之之事

右書下書

右書之事

下馬札之始

公事文

封入紙付之事

裏書之事

目出度々之事

進物類之部

七献之引出物之事

城殿包之事

雜記九

目錄之同者

安堵之事

書札修子進之事

勘合之事

押紙掛紙

さぐり状

式之引出物之事

進物之類

進物之類

目三

美物の事

荒物 荒巻

道お忘の事

馬代の事

進物小袖の事

馬進為引添の事

太刀馬進上

干鯛進物

以上

進物水引結物

ういあ巻の葉

真海川の事

金襴付巻

弓征矢弦進物

纏頭手腰差の事

水引紅白衣の事

解引出の古紙

二重替鉢元
藤白にて結
置文の上下

書札の事
書札の事
書札の事

備書
備書
備書

貞丈雜記卷之九

書札之部

書札之部

書札の礼令世大は遠也古法は用を色に
いとも故実ハ略り知れなく

一書札の三あん相應といふは三真の文言を真し

文字を真しと云ふは久きもの言を以て
文字を真しと云ふは久きもの言を以て

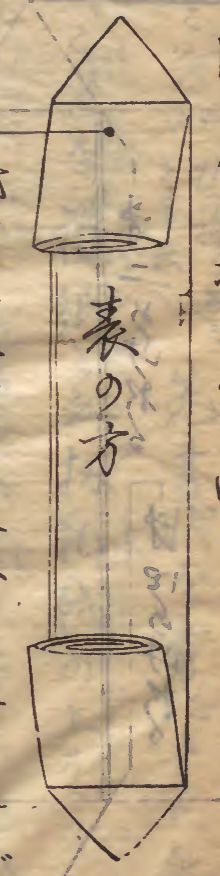
真しと云ふはあての書札此を名の抄するを三あんお應といふ

拵ハこれハ相應といふは行草も此心を用ひてお

應といふは

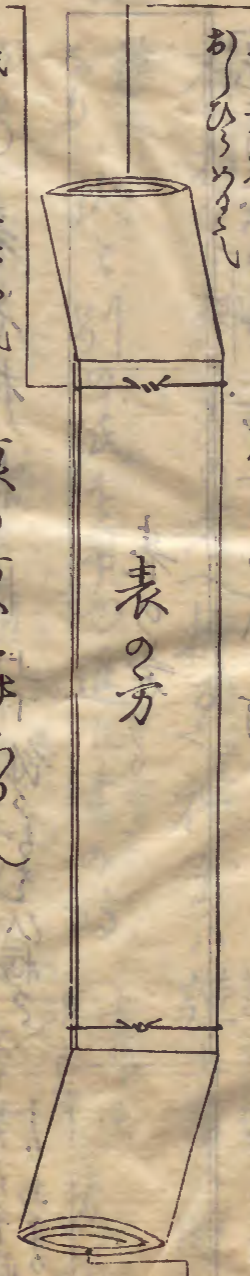
伊勢貞方 干賀春城 岡田光大 校司

右の図の如く折るとはめははるあり也



上方き目ハ
ありひらき

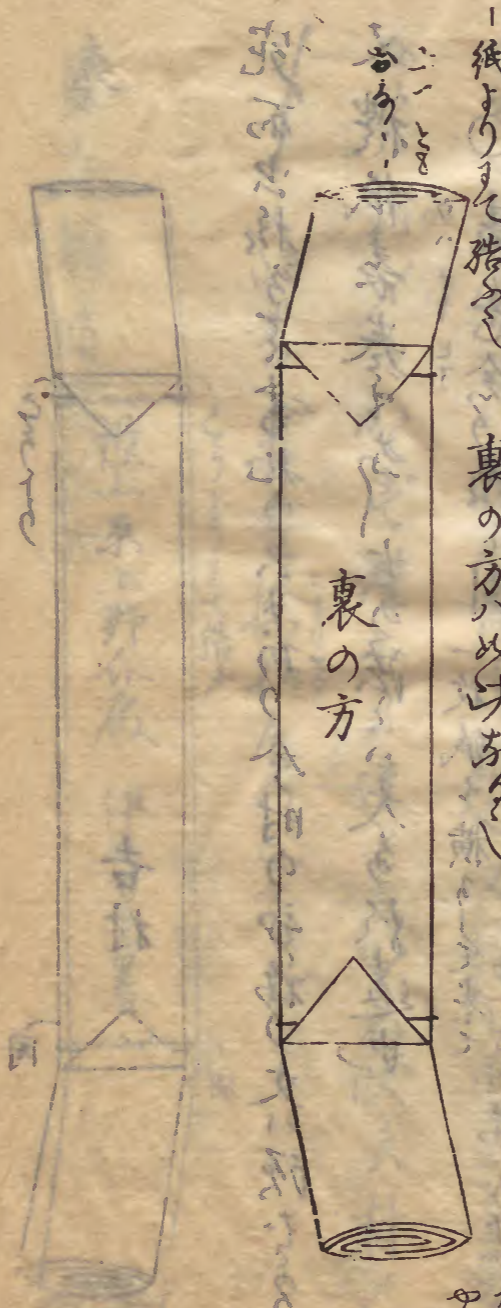
はしを上下とも裏の方へ折返せば次の図の如く



紙よりまし括めし

裏の方ハめははるあり

下の方
き目ハ
あり
あり
あり
あり



右の如く巻をむ折るとはめははるあり也

む折るとはめははるあり也

あり折るとはめははるあり也

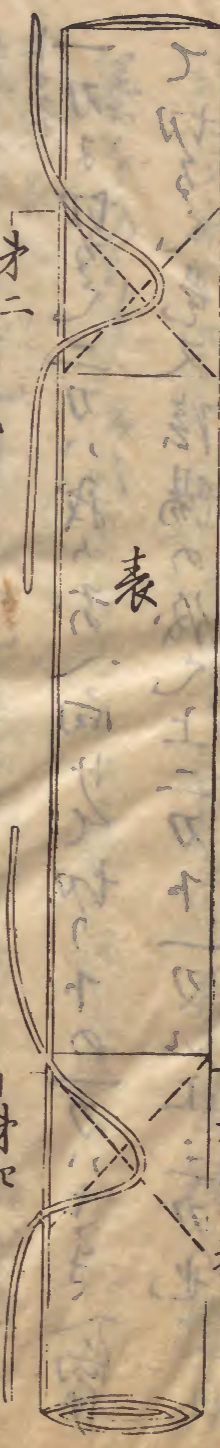
あり折るとはめははるあり也

あり折るとはめははるあり也

上短下長拾也也女房へをて立文をが上長下短

光大 補正して記す

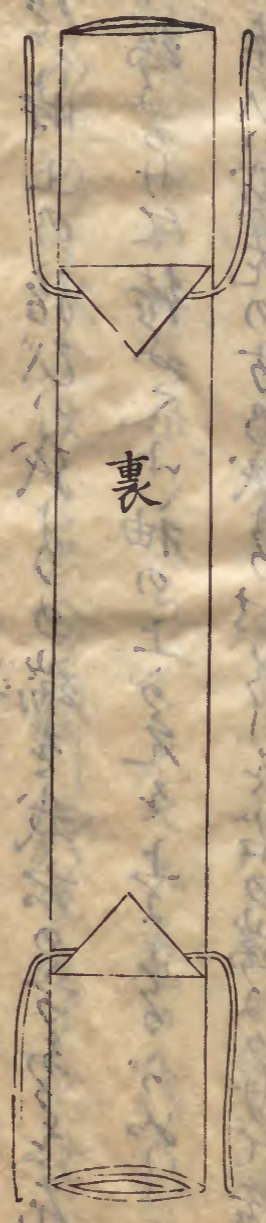
才一の折目



才二の折目

上と同

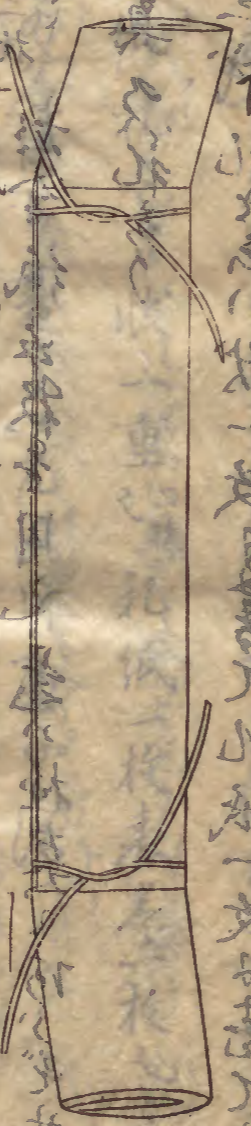
右の如く折目の間紙よりをけきこきたるみて三角ある所を状のうら北方へ折返せばこの如くあり



お右の紙よりを表裏と真結はまらして時結ゆるし口傳何り前文は貞丈翁のつとむたる趣を固ま

相川
正持
姑
用
貴

本文もれさるるをらいつりし追言上又追申又ハ追啓あり書くこと次み取本久もれさるるをらいつりし薩戒記の古ハ本久の進言キハ本久の進言ハ紙もれあり



一書状より折目と云は文字を去残れり白き面をらいつり

一書状より折目と云は文字を去残れり白き面をらいつり

一書状より折目と云は文字を去残れり白き面をらいつり

礼状は封筒の中に入れて巻を封じ表巻を封じた後、三ツの礼状

一 禮紙は七紙礼五紙礼三紙礼と云ふは、三ツの表巻

〇七紙礼と云ふ紙は一枚重紙状を三書す礼紙二枚表巻一枚

極真の禮之又極真の葉葉云々晴禮紙一枚表紙表紙

為禮紙書又加礼紙一枚以二枚為二紙初皮の紙

一 嚴重紙は三ツの重紙也。白紙の紙

〇五紙礼と云ふは状一枚書二枚禮紙一枚書二枚表巻一枚

二枚 教合紙五枚を用之是は極真の紙也其次第あり

真の礼あり

〇三紙礼と云ふは状一枚書二枚礼紙一枚書二枚表巻一枚



貴嶺間答云
用五枚車用裏
紙加懸紙以三
枚為立紙以上
五枚也極忠之
体也

一枚を横に折紙巻紙と云ふは、三ツの表巻

一 四紙礼と云ふは状一枚重紙礼紙一枚表巻一枚と云ふ説あり

この名目古書より元は用紙の紙

一 小文の礼紙と云ふは一紙三紙の禮と云ふは子又ハ杉系

を三ツ切リ調紙多の子の時ハ堅紙を三ツ積り三ツ切

放し残二ツを横に畳み一ツ切放し積り三ツ切

ふきをまきし三ツを禮紙として巻右の堅紙にて表巻

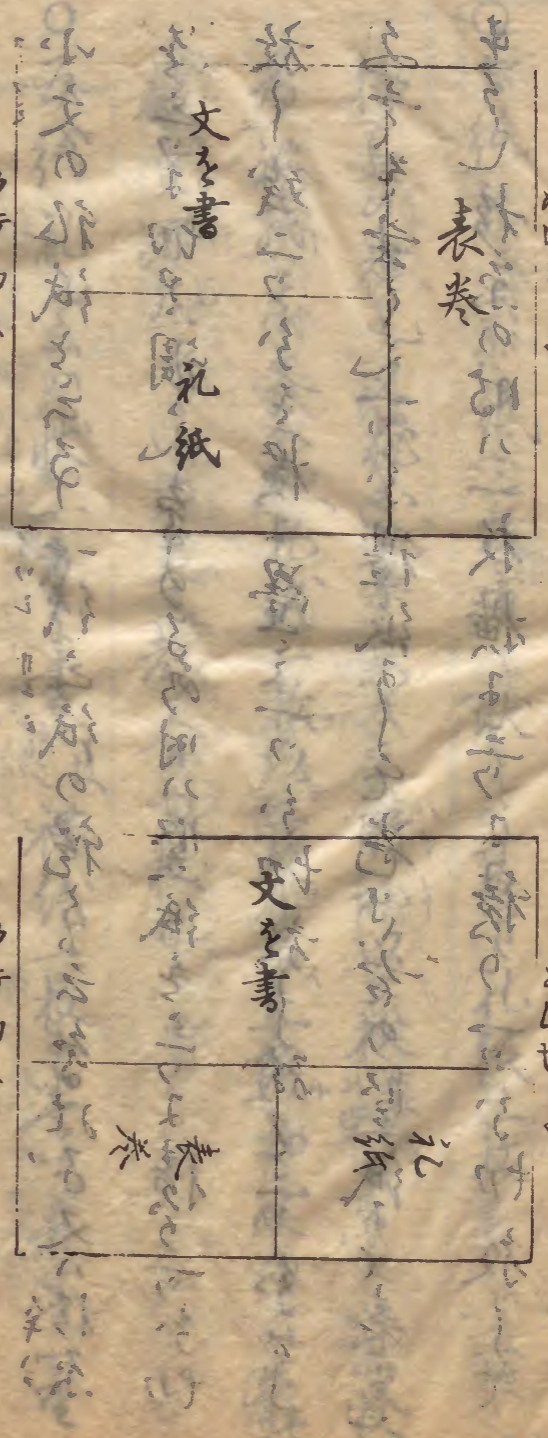
もろく杉系の時ハ一枚横に三ツ積り三ツ切放し

二ツ切紙礼紙表巻は用ひ二ツ切状を巻く上下を

捻り津紙より三ツ切紙を結ぶ宛紙以下半神中帯の

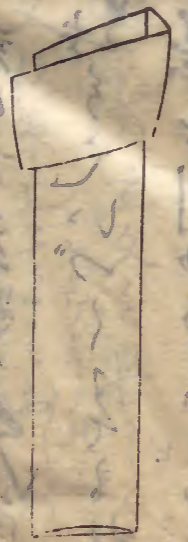
玉章秘傳抄交
封シヤワ紙ヲ細
ク切テ四五分
懸紙ニハサミ右
サミニ返巻テ
カケ紙ノ端ニ相
當テ上サエ折
上テ自下ニ返
サシテハミハ佳

堅文は同じ紙の切詰め
の繪圖の如く一枚紙を
切て用ひぬ一紙之紙の
札紙とのあり
考の子の附り
れはきりぬし
枚原の時
み切りぬし



小文の折る子
コフミ タテカミ
小文の折る子
コフミ タテカミ
小文の折る子
コフミ タテカミ
小文の折る子
コフミ タテカミ
小文の折る子
コフミ タテカミ

狭くても能く拾拾
堅文の如く
一結び状と云ふ昔ハ
艶書
艶書ハハ意の
今ハ此の結び状
艶書の折らるる状
古ハ此の状



腰文と云ハ今切材
上の方ハ残してその
細き所ハ状を巻て
ありを裁
み置之但腰文も立
文也書れ糸云腰文
ひものところ
雑記九
七

佐内書以教云ハ
伊勢守方ニテ
洞進ニル故能知
ル也貞順地ニ云
出教云カサト云
紙一紙を中より
二枚分このめく
この上巻をひね
らぬしとて書け
て謹言あるて
ふの云々云々宛
不云之云途名
案述云々
建治行能御夜
雀書札抄云將軍
家ヨリ被成ス御
教書ト云御教書
二、三年号月日アリ
書ハ御内書ナリ

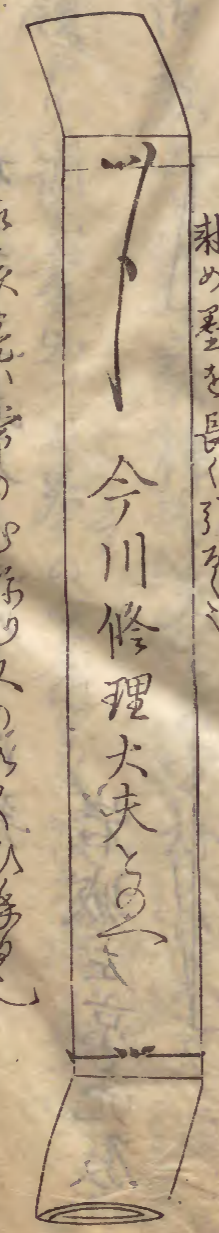
またけし切合と巻之小文の討ハ札紙ひらさるる中分ナリ
はくむ小文の上巻ハ紙一枚をとりて中分切てその中分をバ上巻に
用ひ又中分をバそれを小文のたけし合をて札紙にせり
内書も御教書も公方極の御書之御内書と御教書の
のりめめのみ出札條と云御内書御教書のうりめ御
内書ハ中引合一書ありて封之常の云状の如し御判
御教書ハ杉原一枚は出て封之表巻を只押けて御書
不引又御内書ハ月日斗之御教書ハ年月月日をつげん
書之庶苑院殿勝定院殿西代月日の中は御判御判
立之御表巻ハ御判斗之御書院殿ハ御判斗又御
判斗ある御御表巻ハ御判斗を立也御内書の書

案文花の如く 永正五年の
御内書也

就遠江國守護職之儀為目万延並來御
目出御

七月十三日 御判

今川修理大夫とあり



御表巻ハ常の御判斗文の如くひきと

御教書の御判斗案文花の如く

於結城中勢大輔館致合戦親類被官余

雜記九 九

コノ
下、
三、
テ、
テ、
テ、
テ、

一 小文の肉書と云ふ所の是も公方格の内書之云れ條と云

小外ハ切書又抄本也云々押折る少意ハ内書

小ハ内書ハ切書ハ抄本也云々小文の内書ハ上下書ハ折て捨る

一 奉書と云ハ公方の上意をうけ給ふ記也其書者未

末ハ切書ハ抄本の字をうけ給ふ記也其書者未

一 法中文字の改所より書きハス状地文言の始終ハ下と云

一 書者ハ公方ハ切書と云ハ古ハ奉書ハ文九の記也

一 將軍家政所下書ハ尾張國長岡庄住人

一 補任ハ地頭職事

一 前近江守信綱法師

一 右人兼久兵亂宇治河鋤鋒之勸賞豊浦庄之替可為

彼職之状所作ハ件以下

文曆二年七月七日

案主左近將曹菅原

知宗事相舎人清原

令九徳門少尉藤原

別當相模守平朝臣

武藏守平朝臣

右案文在鑑卷三十見より付外ハ案文多ク

乱ハ佐々木信綱宇治川の先陣の勸賞ハ豊浦の庄を賜りて
後ハその所を神社と云ハ高野原と云ハ依て其代ハ長岡の庄
を給りて其下也也長岡の庄ハ信綱法師の
地頭職ハ作付らるる旨を中後代に傳へて

律ハ法也持律
トハ法ヲタモツ
也佛法ヲタモツ
フ云トリ

賀縁阿闍梨とつえり人何事の意趣ありきん意趣

僧正を濫行肉食の人より不実利口を中より口を

信ふよりきく給ていきとをりて起情文を書て三塔

救済せられり多同よ云

若謂令破戒無慙之僧住持天台座主者恐貽狐

疑於洗眞方致狼藉後輩者歟因茲今對三寶

披陳此事

持律の人よそつるを中よりむむとてくふありき

けり起情のおこりありき

誓文状の久言の内社名を去く伊豆箱根西不

権現を書くる後極阿院貞永元壬辰年鎌倉將軍頼朝

の時執権北条武藏守平春時奉行頭人共政より私

せり連判の起情文を書り伊豆箱根の社名を書

載り由東鑑より元より是ハ相摸田鎌倉とのりあるゆへ

多近邊の社名を去りて其例より他國より伊豆箱根

を書りて他國より伊豆箱根の社名を書る及ハす

ある社名を書へきりて

七枚起情と云り牛玉の起りて起情をまくる

義經記卷の四出佐房義經の付あり上る系は

佐房アけるハ人のもむるを中よりおのり私よ

中記の事、明くは、は、あ、ん、か、う、を、以、て、越、後、又、を、以、て、い、ん、と、
 押、け、き、の、判、友、神、の、祀、札、を、う、け、終、り、す、と、い、ふ、が、た、い、く、の、祀、後、又、
 一、を、う、け、の、り、と、い、ふ、は、た、は、後、に、は、越、後、の、牛、五、七、枚、を、取、り、せ、
 三、枚、ハ、八、幡、宮、に、あ、り、一、枚、ハ、熊、野、に、納、め、今、三、枚、ハ、土、佐、房、が、
 西、神、に、あ、り、あ、り、と、い、て、焼、て、灰、に、あ、り、た、の、を、た、り、と、い、ふ、物、は、こ、の、
 義、經、記、ハ、義、經、の、時、に、書、く、る、物、は、あ、り、た、後、に、書、く、る、物、は、
 とも古、ある、れ、バ、證、據、と、す、べ、し、七、枚、記、述、半、を、用、ゆ、の、事、
 あり、と、い、ふ、事、を、知、る、
義經記ハ作者知れず又神の事、カ
 藤倉將軍の末の代よりある、此、の、事、
 一、判、と、旧、記、は、あ、る、ハ、今、の、書、判、之、今、ハ、印、の、事、を、あ、り、と、い、ふ、
 書、判、と、判、と、云、初、め、り、古、判、ハ、本、名、を、ハ、花、押、と、押、字、

花押ヲ判ト云コ
 ト東鑑卷一治
 兼四年六月世言
 康清歸洛武衛
 遣委細御書被
 感仰康信之功
 大和判官代邦
 道右筆、使加御
 筆并御判

とも云、之、本、式、ハ、實、名、の、二、字、を、う、ま、り、て、草、名、を、な、り、て、形、を、
 作、り、お、し、依、り、判、の、る、を、二、合、と、草、名、と、も、云、こ、二、合、と、云、ハ、
 實、名、の、二、字、を、一、つ、ま、合、て、作、り、お、し、草、名、と、云、ハ、實、名、
 を、草、名、の、つ、つ、と、作、り、お、し、れ、バ、判、の、上、に、實、名、を、
 ざ、り、り、本、式、ハ、又、實、名、の、一、の、字、一、字、が、う、り、を、や、り、て、判、は、
 名、の、二、字、を、以、て、作、り、別、ハ、形、を、作、り、し、る、判、ハ、判、の、上、に、
 實、名、を、二、字、と、も、書、く、之、本、式、ハ、實、名、の、二、字、を、判、は、
 作、り、て、判、の、上、に、實、名、を、バ、か、ぬ、お、し、形、を、も、今、の、世、
 は、七、ハ、と、の、く、お、の、上、に、實、名、を、書、く、ハ、判、に、う、り、る、世、乃

為あ。故判と云也我々人々を以て今印乃
半印の如と云是も右同意也判断の意也

一 押字花押草名二合三別の如き記しれども委しくから
ざる如記す尤の如く

○押字と云ハ名系の字を草に畧して自かくの意なり
用ひてまぐる也○右の押字は二合三別の品なり

二合と云ハ名系の二字を一つに合せて作りしるを云はた
名系通方ありハ系は此の如し○二別と云ハ名系の上
字をハ常の字にすん下の字をハ草にやわして作りし
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

字を不用して別々人の如きよりハ草木の花葉多獸施
物に外何ありとも其形を押字の如く作りて用ひて云花と
云ハ此の如く作りしるを云はた此の如く作りしるを云は
たはハ名系通方ありハ通方ハ此の如し○花押と云ハ名字の

如許書するあり是の季継といふ名案を以てし
是我づりあり人かすれぬ程ありしなり也

惣多返例カキシの書札の押字を草名に用ひしなり

向ありてつゆいひいづもふて之が時右の如く

差別あり押字花押草名の二つがれを用ひしなり

人の好は銀紙用多し人々の物づきありしなり

あれ何れも用ひ人の信り似せるものありしなり

一 我名判カキシの題ハ一は官姓名判カキシ二は官判カキシ

書て判を去る名案カキシ 三は名案カキシ 四は判カキシ

不夫して判字を去る名案を去りし判ハ名案を去る不
たして作らるる物也

略義カキシ 五は二合と書し 判を去る勿論名案あり姓氏も去りし
用多し 友の字ハ二合と書し大納言二合と書し

武家書札の法式ハ弘安礼節より出たり 弘安八年に定められ

公家の式法よりして官位の高卑よりして定め給ひし武家

はこれ迄修らざりしなり 是れは准じて書く事也武家の

弘安礼節ハ不用といふ説ありしなり 用ひしは准じて用るに

弘安礼節を能知りぬるは書札の故実なり也

一 公家カキシの自筆カキシする名案カキシを以て禮檢カキシする

也判を去る名案を去る代理カキシする 判ハ名案を草子崩して
作らるる物也 名案を去る事あり

判を去る名案を去る事ありし判を去るハ難しなり

武家よりハ自筆して名案を去る事ありし判を去る

判を著くを以て後授とす此とが判を書きし重くして
 名案を去るの類一是が家武家の相違也
 一 後代世の風俗異なり成りて俗ある由(世の人相なり)と云
 つらありしは依て名なり判を著るその後授ありし
 とありし判のよふ名案を著せ名案の事は判を著るに
 取らざるを以てそれをも猶うばさむひて名案の判
 どの傍より判を著るを以て取らざるを以て誓詞
 起(キセウ)文(モン)の名案判のよふ血を中としてめりありし
 一 真名草名ノ事 吉部秘訓抄第三云報牒可加草名近代
 真名也又云吉書署事中少辨次第云内案加真名正文加

官職難儀云懲別
 判ハ草名ト申也
 名案ノ二字ヲ明シ
 テ草ニシタル物也仍
 テ草名ト申ガ本ナリ

名案ヲ書クヲ真
 名ト云判ヲ書ク草
 名ト云也大書ノ本
 文ハ他筆ニテモ具
 名草名ハ必自筆
 ニテ書ク也草名略
 儀也本式ニ真名ヲ
 書也

草名ト見らる 報牒ハ状の返事ニ吉書トハ禁中ニ正月吉日
 諸国の鑑を給りて不動倉とて藏をひくと奏
 聞申レ文也その文は連名をくくを署といふなり真名トハ名案を
 書く也草名トハ判を著る内案トハ内々の案文あり正文トハ本紙の
 事にて表むる一由也去る
 一 二字を奉るゝふる又名薄とらる古今著聞集刑部丞義光
 う六條修理大夫顯季は二字を著るなり一子あり又十訓抄
 民部卿文範が餘慶僧は二字を著る地ありあり江談抄
 も二字を著るなり一ありあり二字とハ我名案の二字の事なり
 人と何るぞお痛しと論よまげらる可も多人は歸服
 ありし時よまげらるる二字を著るなり密嚴上人行狀記
 又云六條判官源為義二字撃上人狀云

保延五年己未六月十日正六位廷尉源朝臣為義

右の文本朝俚諺又引たり

名簿ニヤウフとりの右の二字の多し薄ハフダナリ、書甘ヲ云後三年合戦物語

家衡イヘヒラがめのと千任チタウといふものやぐり此上なきを

て將軍ヨリヨシいひやうあんぢが父頼義サケタケムネタウ貞任宗任サウジツを

して名簿をさくけて故清將軍コセイをうらひをり

たゆ真任マニをうらえり云二字を多くと云ひ名簿を掲ぐといふ

物を入ふお上書ウカガキをもよめこの板の木目を堅カタま

横ヨコりて書カキは忘ワスレむるは獄門ゴクモンの札シラシ横板ヨコイタを

かく故之文字コノモジを掲カキお掲カキ板イタの時ハ主人ウシノの

お掲カキお掲カキ長ナガきお掲カキ板イタ上書ウカガキを箱ハコを

よ赤アカて字ジ改カヘをハ主人ウシノの方カタよあして置オケ今時イマトキ千チ朝チウ

箱ハコを初ハジメとして何箱ナニハコをも横板ヨコイタをして上書ウカガキを

ぬ故之堅板コノカタを書カキお實マコトハ貞衡マコトヒラの口クチ付ツケ

己ミげ物モノよ入イレる物モノハとがめを字ジ改カヘし

我ワガ花ハナを堅板カタよ字ジ改カヘを去サて

津ツハ又マタの方カタを向ムカひぬ法ホウあれを

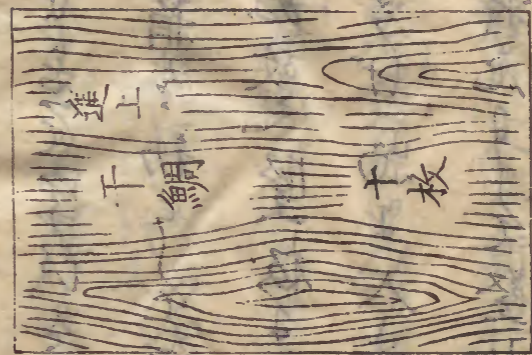
取トル入イルるを拵ツクリお拵ツクリの才サウハ

取トル入イルるを拵ツクリお拵ツクリの才サウハ

取トル入イルるを拵ツクリお拵ツクリの才サウハ

箱に入らぬ物の
うへに一葉と云
くも箱に入らぬ
のうへに一葉と云
くも箱に入らぬ
幾つと数を書
一法、龍の
の類、散もこれぬ
ぬハ海龍勝とを
うりて数をハ云
べし

此傳之今の世はハ、
右法はハ、
十



長き箱物
ワのハ
清茶
トヤメナキ
の方
方ハ陽也
ト千ハ有カ陰也
字ハハ赤の
先ハ赤ナベ



短き箱物
ワのハ
清茶
トヤメナキ
の方
方ハ陽也
ト千ハ有カ陰也

此何れも、
箱にハ、
箱にハ、



清茶碗
二十
清茶
トヤメナキ
の方
方ハ陽也
ト千ハ有カ陰也

也別ハ、
箱にハ、

の上書ハ、
一箱とハ、
一箱とハ、

幾つとハ、
入らぬ物の、
数を書、

又書、
書札の、
旧記ハ、

消息とハ、
書札の、
入らぬ物の、
先の人ハ、
いさぐ、
て心、
の安否、
もハ、
又用、
るも、
息、
る心、
あり

一 書物カキモノは一何と一ツ出さるハ箇條カ多く書く時の事なり

一 ケ条の時ハ一ツ書ハセぬお目録メロクあり目録メロクあり目録メロクあり

一 以上と津子ツコ是も箇條カあり奥ウラハ以上と書あり

一 ケ条の時ハ以上と書ハセぬお目録メロクあり目録メロクあり目録メロクあり

一 貴人キニに在り状又ハ目録メロクあり真マコトハ書べ一と日記ニヒギあり

一 是ハ文字モノをやりて正字マシジは多く書きたるハは太刀

一 獨ひとりハ神カミはくずして侍太刀一腰ヒタあり神カミはくず

也御太刀一腰ヒタハ神カミはくずして侍太刀一腰ヒタあり神カミはくず

ハ御太刀一腰ヒタハ神カミはくずして侍太刀一腰ヒタあり神カミはくず

ハ御太刀一腰ヒタハ神カミはくずして侍太刀一腰ヒタあり神カミはくず

かゝりぬれも状あり今も一筆啓上仕候ハ神カミはくず

津ツハあり

一 婚禮コンレイの時ハ入イレの祝イハヒハ折マキ摺カをばり目録メロクあり目録メロクあり

一 是書コトるハ今世イマヨ法ホウ式シキのころ成ナリり古コハありありあり

一 入イレハ目録メロクありハ柳ヤナギ何ナニ荷カとばり書カて摺マキの字ジハあり

一 是也コトハ入イレの時トキをすとも成ナリりあり柳ヤナギ摺カハ目録メロクあり

一 是也コトハ入イレの時トキをすとも成ナリりあり柳ヤナギ摺カハ目録メロクあり

一 是也コトハ入イレの時トキをすとも成ナリりあり柳ヤナギ摺カハ目録メロクあり

一 是也コトハ入イレの時トキをすとも成ナリりあり柳ヤナギ摺カハ目録メロクあり

一 進物シノモノの目録メロクを先マ精シヨウ進シン物モノとて次ツギハ魚イサを

タカウシ ム サウ コクシ
セシホウ

古法は是の尊氏御夢忘國師を師として禅法に帰

依り給ひしより法代に禅宗を崇敬し給ふより徳士

も皆禅法をこの之精達の人より得し故精達相を先と

して目錄は又ハ世後折出さる先精達相次は魚

尾と次身を定むる物なり

目録は抄着書より先抄次は着を書き古法は六館書

札秘傳抄は云考ハ先ウヤリ抄を去之近代ハ前

抄のものを書し相抄を書き近代ハ東山殿の

目録と云ふ目ハ名と同意ある字之名を去りて去て

ゆくりくともむ目録と云ハ其を相の名目を書き給

書物の惣名あれどもいハ違物の不乃名を書き、不

この品あり目錄抄紙注文は此に不ハ目錄とハ大刀馬を

書くるを云注文とハ一書を以て抄着息を去りて

折紙といハ子正切正と書くるを云何れも紙ハ二枚厚紙

目錄抄紙ハ横に二枚抄紙ハ縦紙日書し武藏書

札書し抄紙目錄注文は抄着列記云云此札は方ハ云

抄紙と云ふと目錄抄紙の違着り抄紙と云ハ子正切正

思ひを以て注文とハ一書を以て一何れも思ひを以て

目錄と云ハ大刀一腰ハ馬一疋あど思ひを以て料紙ハ引合

撰撰云らちの
雪菴寛元二年
六月十日あけの
よりその出けしき
中略同
十六日夜のゆら
や多以内より
はゆらるれハ今
ゆきさここと
てりあり 勅使
藏人侍従宗基
もくろく抄着
り大夫狩面
後ひて向き出を
かりけり

一 書札の書ふ小海名コウジナも海名と云ふるも弘安礼部寺在府と
 何れも同じ事と云ふ所は貴人の名をあはれし官名を
 ずして世人の信託する所の名を書ふ事としたる一糸殿の
 一糸は恒えあつた一糸殿と云ふ名をたてた家あらず
 と武家用ては武家の信託する所の名を武家の官
 名を書ふなり一糸殿は恒えあつた一糸殿と云ふ名
 ありし武家の信託する所の名を武家の官名を
 の肩は小海名と書ふ一糸殿の信託する所の名を
 一合意と云ふ人の名より簡素を以て相違せしむる所あり
 一合意は合意と云ふ人の名より簡素を以て相違せしむる所あり

一 書物の端は覽ハシと云ふ古の字なり也 今世は何の字も
 一二三の字を武家と書ふ事成の古の書物に
 一 是の米銭あるを記せば此は不用の字なり細い二三
 一 此の字は二の字を二の字を二の字を二の字を二の字
 一 直さきも直さきも直さきも直さきも直さきも直さきも
 一 二十の字は拾の字を拾の字を拾の字を拾の字を拾の字

佛折紙料子定清取件

年号月日 名字友 実名判

何れ

一 進物魚紙と精進物と目録は精進物を物と云ふ花

修り云云物と云ふ花は物 精進物 の事と云ふは進上する人

不見及也昆布等物は者あり物 あつ物の事 精進物の物 精進物の物 あり

名物と云ふは進上物又常々進上する物 精進物

と云ふは進上物 精進物 一番は可調又云お精進美物

魚を 魚を 一番は進上物 精進物 調は他家より美物を

一番は進上物 精進物 調は他家より美物を

一 魚紙等の物に付は書を先は書入る書札修り云云魚物

の事 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

一 進物の目録の料紙等入る中書一紙は太刀とたれと大別各

あり 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

あり 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

あり 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

一 今村進物は進上目録は進上物 精進物 調は他家より美物を

馬の留は要脚具服巻物の紙を カマクラ子 調は他家より美物を

太刀馬は 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

別録と云名目あり 魚を 進上物 精進物 調は他家より美物を

上目録は一
下目録は二
三目録は三
四目録は四
五目録は五
六目録は六
七目録は七
八目録は八
九目録は九
十目録は十

此札抄云折紙
馬代送一疋
一斗之儀あり
アゆいれ九次に
も能くはる八代
にさうが能く云い

別紙あり云名調あり

一 相録は馬代書事萬枝書案より目録は馬代書事

不及見の一疋の中は毛筆の馬代書事調の儀あり

要脚書ありるもの書事馬代書事調の儀あり

心云く古の一疋の中は毛筆の馬代書事調の儀あり

あし御太刀一腰要脚何疋と書事あり馬代何枝と

いふ云地真丈云今の馬代を司録は馬代一疋の側

に馬代御銀十枚あり書事馬代中一献其右の儀あり

今御取付の毛筆の馬代書事調の儀あり

近きもの毛筆の馬代書事調の儀あり

故に相馬代銀あり包紙は馬代何枝と云へり

あし馬代銀何枝と木札を付て然れ馬代何枝なり

一 筆の進め御取付の記事あり

一 壁書の子書札あり

きくはる武難書札あり

壁書 安永九衛門尉宗行申

備中國鴨蔭書事あり

子細務申披壁書あり

安永正六年五月日

一 遺書あり

雜記九代書事あり

昔十代御取付の
奉行日記に出
貞丈元長八代

貞丈云是ハ私
奉行ヨリ出ヌ過
書ナリ領内ノ過
書ナリ

從天板至江州之相越人救百人馬荷物亦五

上包の鳴新の煩之書勅過中地仍

永春未五月六日 眞船 細川友を約

私ニテハめ込
折紙ニテお調

前中國製刺奉

聖書 河州

諸役所中

一 聖書の伊憐國本向冊人荷荷物之興

下ハ並 法蘭波上中書之煩之勅過

本ハ並 仍

本ハ並 仍

○ 散位三善朝臣

前丹波守平朝臣

書札多クハ云ハ法下初之名刺を目的下ハ不書

書之ハ行ナリトセテ之自余の過書

一 位署書云ハ官位ある人難と位

書ハ云ハ官位ある人難と位

字ハ云ハ官位ある人難と位

の書換ハ云ハ官位ある人難と位

書ハ云ハ官位ある人難と位

書ハ云ハ官位ある人難と位

字を書かぬと云ふは中納言兼彈正尹從之位ありていへ
此外書法拙くありむつゝも後には自條に兼守りたる
阿部重光のうり記之は木の書指の公家有後の人付元氣
きよむいへい何事いへ

一書状は何れも^{ナラシ}惟と書する惟の字は少くや惟が初之れは中
一平後久と云ふは惟と書す字は用ざるも元來は心
けいこのあつてもさおむはさるゝあはれし^{いふことなきはうらみ心あり}
くあはれし^{いふことなきはうらみ心あり}目入ある人の心を伺ひ
されたりやいふはありし

一附状と云ふは披露状の多し貴人^{いふことなきはうらみ心あり}に書す状をさすその
家人へ付て申入る附状と云ふは但支^{いふことなきはうらみ心あり}智を次ま記す

一披露状^{ヒラカ} 宛状^{アテ} 充状^{ウケ} 付状^{ツケ} と云各差別あり花の如く

○披露状は貴人の書札の将ありぬる家人の状を付て披
露を頼む状を云ふは木々越官頼り披露い又ハて形指の形或
不^{いふことなきはうらみ心あり}作の如く書し其宛不ハ其家人の名を書し披露状
の宛名の上は^{いふことなきはうらみ心あり}進上と書し不書する^{いふことなきはうらみ心あり}
^{いふことなきはうらみ心あり}又ハ宛名の上は進上と書し不書する^{いふことなきはうらみ心あり}
^{いふことなきはうらみ心あり}又ハ宛名の上は進上と書し不書する^{いふことなきはうらみ心あり}

○宛状と云ハ書札法或披露は云充状の多し披露状
も直に執事の方へ控を懐を存せむと云ハ披露状の
如くありて或人^{いふことなきはうらみ心あり}御中或は書不^{いふことなきはうらみ心あり}ありて中次の位より服
付何れもいへ是を充状と云又付状と云は披露状

より格うやまひ辨之 ○内状右の宛所の事く
 ○付状と云は書札葉と云つけ状と云言は書札ある所
 内宛へ封せしむる也
書札の文をいふは内宛の名を
 かくし封を状より教うす
 一 内封状といふ内状の事なり時より 隠密の事なり
 常の腰文のめく状を切て 紙にせし別紙を細く裁て紐を
 して状の中程を巻き廻して封せしむる也
以上腰文
 以上封り
 紙よりもし結ぶ事
 一 赤付書といふ状の事なり 脇付をせしむる事
 状といふ赤付書の事なり

東鑑卷六 文治二年
 七月廿四日
 為仙洞御願為被
 宥平家監遷於高
 野山被建立大塔
 自去五月一日被行
 嚴密御佛事而供
 料所以備後国大
 田莊加御朱印今
 日所被奉寄也云

脇付といふ糸人の中あぐ書をいふ事なり
 一 澄文の事なり形も云々の澄文は必ず糸をおす物と上古平
 といふ物ありし時ハ糸は墨を付ておしと云ふことなる
 と云ふれい糸の字をわけてと云ふことなり糸の形をお
 しては糸は赤監卷といふ事なり糸の形をおす事
 云々今も糸ありし時ハ糸は墨を付ておす事ハ刺といふ
 一の糸の形をおす事なり
 一 紙を糊してはぐはたまる事なり
 一 起信文をいふは白紙に赤墨をいへお牛玉の裏に書詞
 を書く白紙に牛玉をいへ今も牛玉の表に書詞あり

キセウツキ
越清徳よりあり

千マク多ク

一 差列を付るといふ出陣の形は法より耳ありまる軍勢

の名を帳面に書ぬと云ふ軍勢の別意ある人の名を書

故差列と云ふは是れいつきのたることと遠方より爰元へ

きり来ること 軍陳は限らず商賈の

一 簿上書より封志の書を出す 宗土大双紙 進上書の形は封志の

不書ると進上簿上と書く封志の書は内書は封志の

長くは云ふ中書一書と云ふは此也

一 脇付と進上書を脱あらう書くる簿上を云と書ぬ状の時

のあり進上簿上と書く封脇付は進上は進脱あらうつけが

日刊宛本(書)云々
田舎町本町全
律本宛前封田大
宗土大双紙
自土五目一日書付
伊山野三六六
前年進上簿上
長山内書は封
長山内書は封

進上簿上と書く封脇付は進上は進脱あらうつけが

状の形は人中と書くは先の亭主の百法は人

の中は状を書くと披露をこの心あり糸と書くは

け状を書くと云ふは此也

出家あぐり(き)は状の形は玉床巾又床巾あぐり書くは

け状を先の人の床巾(モト)を心へ床の机は向し字文も

け状より居る基(カ)玉の字を付るは床を布あぐる心は

け状より居る基(カ)玉の字を付るは床を布あぐる心は

け状より居る基(カ)玉の字を付るは床を布あぐる心は

け状より居る基(カ)玉の字を付るは床を布あぐる心は

太平記卷三入僧
 徒開東下向ノ条ニ
 云忠田坊ヲ噉問セシ
 トス此僧正天性臆
 病入ヒテイマダ責十
 ル先ニ主上山門ヲ御
 カカシト有シ事大塔
 宮ノ御フルモ後基
 ノ隠謀ナド有モテ
 ラス事マモ殘心所ナ
 始状ニ卷テモテ
 ○東鑑卷卅三云可被皇
 意狀云々

危州をまきと藤の
 のりよつらりける
 正妻ありたるま
 とる是ハ揚州を大
 臣公事よ付てあや
 まらふひ一あり
 一前在状をせり
 一人ははらうとれ
 目をまきと藤に抄
 けり危状のあり

とせ 小村季子吟の記を見たり 季吟ハ奇學者ニ傳其の遊月抄
 枕羊子の書畧抄 伴勢持の拾

徳抄 徒然草の文脈抄 八代集の抄 外
 外去の抄 抄をむひと一若しける人あり

自状と云ハ罪科人拷問を以て我意を包ますあはし
 けり

ヤを一書ける自状を之向ハ明白の白と云 又云白の字マラスと云

ら、まむ之自状の事今ハ口書と云 又云白の字マラスと云

急状と云ハ今村あやまり 後文と云物の事之我意ハ紛れを
 急と云るを書て人よきと云急状を以て

物事は見えたりと村の人の初り人の不慮を以て
 急と云るを書て人よきと云急状を以て

急と云るを書て人よきと云急状を以て

急と云るを書て人よきと云急状を以て

急と云るを書て人よきと云急状を以て

後と云来キトノ
 急索歴状と云ハ人の拘る物を無理に所せしめ
 取ててまよと無理にゆげり状を書せしめるハ
 盛衰記ハ 新院歳時 人のむて物物を心のかよき
 人をおどしておのれをむせんと信をハ急索歴
 状と云りて何の人の初りありあはらうと云ハ
 急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

急索歴状あり

いふ所の後校の状あり古き案文の通り

お渡

陸奥國岩城郡中平宿上田彦四郎入道治夏

右彼所古飯野八幡宮湯寄進状之有伊賀之陸奥國

盛光代官お渡之早仍後状也件

奥州岩城殿

康永四年七月廿七日

出羽守親胤判

一 引分と云ハ何ぞ事有る時細日記は書両面を之

後く三日記を先例を考る大めの書面引分と云

よ書付のりゆり

一 上所と云ハ状の死所の人の名字の上は或ハ得く上或

私安礼部
三上二二上
三二上

一 様上或ハ進上書事之進上伊勢も後あり

進上ハ上屯澤と云ハ中之澤上ハ引分ハ進上ハ上家

儀ハ上家案より少致ハ之儀ハ上家案より中家

ハ上家案より貴人ハ上家案ハ上家案ハ上家案

人ハ上家案ハ上家案ハ上家案ハ上家案

一 一書全格とある之抄の事何れも一ツカキ

一 義之と云ハ出所何れも一書と云ハ又一書と云ハ

の義之と云ハ出所何れも一書と云ハ又一書と云ハ

一 一書と相認事ハ何れも一書と云ハ又一書と云ハ

一 一書と云ハ出所何れも一書と云ハ又一書と云ハ

雜記九

四十

海へはまの
古記抄
の
こと

いふおしきてきま状もさういふ一帯とあつて思ひはたき
いふ中子傳のさういふ細川通高書札抄
今世もさう急なまはる
状は必一帯合格上はとさういふ事あり
此もまた一帯の奉行事合致仕あとの上中や何れ
一帯近代の定也書札乃古案急なまはる状も一帯を
いふ又言書札あり鞍馬天狗と云猿樂の儀も一帯
合格上の古状もさう見すいふ事あり花巻の儀
も跡もさう散り始の儀もさういふ事あり
信ありとさういふ本信もさういふ事あり
いふ事ありとさういふ事ありとさういふ事あり

一 古き投書状の案文はホの昔海得は意ゆと云何あり
法意といふ方の奏者の意を云へ奏志の旨を述べ
とらるるをいふ奏志の意をいふ方へいふこと
いふことよりて古状の文書を後て公儀のいふこと又人のいふことより贈物をい
たるを贈物といふ贈物といふこといふこといふこといふこといふこといふこと
一 今世通同の世俗の状の文書もさういふ事あり
さういふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事あり
あつてはたかひは我事一又事終といふ事ありいふ事あり
さういふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事あり
いふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事あり
いふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事ありいふ事あり

おし書し道理を初りしれどとて世俗のあつたはるもいふ

一 孫氏要覧云孫重修云あるを之但合掌俯首

示教云く宣流御記云永正十六年條中御門及下

文書久不中過悲眼は歩勇健は哉孫重修は若く敬向

云く付はるやめ此の事いふ

一 京都將軍時代武家の書札の礼ハ弘安礼節を本とし

して用ざるは状の止所の御弘安礼節又七段あり一は

其頓首誠恐謹言 其云く名案 二は其 誠恐謹言 其云く恐惶

謹言四は恐惶謹言五は恐惶云六は謹言七は云く状の件

一 上文と云ふ文の上書するにかけらるの日記 右大將道綱の母の日記あり 用

付のめむのゆとりをひめ入るは云く心やをくうきく

てらまをよあしふよりとるをいとおれん 上ノ下ノ 又うハ

がきと云く伊勢物語よりいふきよむさし何れと

かたてとあ色ばりまのきとつり何れも

一 肩書ト書と云く五章秘傳抄云肩書ト書と云く

肩ハ細字ト云く賞祝の事ト下書ハ道と澤上の下ト書

を云あり 又云云肩書トハ人ハ中ノ肩ニ居所ヲ細字ニ書ラ云是貴人エ多ク状ノ礼也ト書トハ道と澤上ノ下ニ官名ヲ書ラ云道

二條殿

人々侍中

たよハハ此二條ハ居所の名ハ細字ト

常の以四書を朱
 下をわきまへり
 あり流海言飛
 至唐國等以四
 書をこころに
 あり故を別は朱
 下を押しあり

の相を交し書するの耳はまた人よりていふも世に
 意得のあり書し何り言説ありて今時學文あり
 此者ありりあり互しくぬ事し學文の友達ありの言
 ていれりて一世上表より後むきの書れり世上一統
 の習いりり徳をへいりり後漢土風を用いりり人
 乃布のぬ事し又道上物の名も唐風の文字も用いりり
 此の一方見え書より用いりり世に後いりり文字を
 用いりり鯨を鯨魚と書 鯨を吳魚と書 鯨魚を松魚脯
 と書 鯨を明哺と書の類は六つ 漢土の文字も遠
 くとも一方の人を通りていりりしをす

一 涉下文ハ鎌倉紙に書くる流紙の部は記す

一 公事と云ふ方の用事
 公事と云ふ方の用事
 公事と云ふ方の用事
 公事と云ふ方の用事

一 勘合とい將軍家より琉球高麗大唐計三ヶ國は涉

一 内書は朱下をおされしりを勘合とすゆ下しり

一 状を封する糊を付する古より何れし清少納言

一 枕草子に云遠き所より思ふ人の文を好んてりり

一 押紙掛紙のり古書は押紙と云ふ紙を切て何れも書くと平
 書は紙を張付ておくを云掛紙と云ふ物の状とも云書くと云
 書は白上を別の紙と包むを云包紙と云ふ表巻とも云ふ
ウラガキ
 一 裏書のり古書は表書とのりより古書は多子紙の表
 物も書へ依て表の中より書きたる百或は勅書などを表
 物の裏の方より書くを云裏書
 一 ところひ状人死しむ時の方より書く返るをせぬはし物ども
をり状の悔状あり
 一 返るのりも多し書札禮券など云ふひの文も返る書
 あり返るのりも多し書札禮券など云ふひの文も返る書
 の返るの細字も云ふと云ふ書くは是れ一の返る云々

一 目出交うと云ふ女の文は物の中より京都將軍の文と
 の古書古葉等も云え紙と云ふ何れか云ふ書あり
 糸く書書は云女房文の文やいと宛紙は心掛紙
 中あとも又紙の掛紙中云れ云ふ書あり
 一 とも云ふ又武雜書札書など云何れは心得云々
 あり又紙の掛紙中云れ云ふ書あり
 一 とも云ふ又文町及日記云々紙三十六枚後
 掛は云うと云ふ書あり云々
 一 とも云ふ又文町及日記云々紙三十六枚後
 掛は云うと云ふ書あり云々

江戸時代の事とあるは、男の又は目知とあり 加へて男の状は、目出

之状は、件あり、毒候と云意あり

進物類之部

一 七献の引出物と云ハ初献は馬之献は太刀之献は禮又

ハ腹巻四献は弓矢五献は番行膝六献は刀サヤ七

七献は少神は進物を云ハ

一 式ニキの引出物と云ハ本式の引出物と云事也是等も古

の七献の引出物を云ハ暑候の可ハ響ヒナ座ナシの献数コニヤダ

少く三献五献より引出物と献数は徳を云事也又

ハ五品進物を云ハ

一 進物を紙に包むお形キハ城殿キトとハ職人のま

業ワカ今も系統は城殿と云

城殿ワカハ扇名物ありハ城殿ハ名ハ此等物を云事也

ハ此等物ハ初進物あるハ城殿ハ包む事あり是れを

ハ包む事あり是れを包む事ハ板ハンギの物也物あるハ唐包を云

既も包む方と上を包む事ハ一唐包と云唐包より

包む後ハ唐包ハ板ハンギ板ハンギを包む事也

兼平青所ありありハ唐包ハ換せられハ此方と云

包む事ハ此方と云ハ武藏記ハ此の日記ハ此等

我家ハ此等折形ハ此方あり包結ハツケツキ記ハ此等あり

雑語

何れ物と云ふ書札案くは云指看に次才布式に指と折
十合又ハ五合に指十合又ハ五合也又荒物と申はハ
一種くも也或ハ指一白者一鯛一折共又ハ十廿を貝蛇
一折指也又云は折は指布也又ある物と云ハハ
物一種は調は云く

一 荒巻と云ハ黄巻の半之 皇胤御祀云云正十六年正月
十七日ノ案 鯛荒巻ニ云ク

一 今世上は魚を進物はまうよ竹篠の葉をふくまはるこ
篠の葉をふくまはるハ忌む事之切腹者人多酒
飲者耐着の心敷まこの考を用ひ故に祝飲食
の類見合を

宿問書云云あり

一 進物ハまてて祠のそまへ 悪キ、事、を、遠、慮、せ、し、進、物
あるはとも常事ハハ得る一 香然一 香、三、た、き、
ハ人ハ送らぬおくと云一 た、き、ハ、人、焼、き、ハ、似、り、三、焼、ハ
身、焼、き、ハ、似、り、香、の、物、ハ、切、を、い、む、り、も、切、の、者
身、切、き、と、云、ハ、似、り、矢、を、人、ヲ、殺、す、ハ、四、筋、六、筋、を、忌
む、り、四、ハ、死、ハ、似、り、六、ハ、命、ハ、似、り、母、と、ハ、的、ハ、一、リ、も、あ
たらぬを云元服の祝ハ切符ハ矢を贈る切符と
いふ男子の祝ハあむく婚礼の祝ハ猪毛の馬と云
らず猪皮のうづがせずうづあハの鞍ハ乗らず海
あハハと云と云ハ似り秋二毛の行膝を用ひあする

一 馬代に事書れ大方に云熱別昔ハ馬代子延子と云を
 一 乱以後二百延の事ハ今も國より七十年の事方
 者も也云一亂ハ應仁年中の大乱を云此をハ東山
 殿信代應仁の乱以前ハ馬代と何也ハ云云云云
 け云一乱以後三百延の事あり云云云云云云云
 一 今時付甚と云云云云云云云云云云云云云云云
 紙を甚との事云云云云云云云云云云云云云云云

此の記述は海川の記述にあり
 一 亂以後二百延の事ハ今も國より七十年の事方

他記述に海川の記述あり
 一 亂以後二百延の事ハ今も國より七十年の事方

一 馬代に事書れ大方に云熱別昔ハ馬代子延子と云を
 一 乱以後二百延の事ハ今も國より七十年の事方
 者も也云一亂ハ應仁年中の大乱を云此をハ東山
 殿信代應仁の乱以前ハ馬代と何也ハ云云云云
 け云一乱以後三百延の事あり云云云云云云云
 一 今時付甚と云云云云云云云云云云云云云云云
 紙を甚との事云云云云云云云云云云云云云云云

要脚何足を多目多

一 迷い多敷く殿中にて多目多を懸け同様のあり

付基と云相後世志出た相（妻長のひより大判小判粒をゆきまき古の袋より）

通用志

一 金らん（ドリス）俵子（トリス）の店に赤を折は入ては進ませ時田記

兄へありおとが捨の板見おひげて造るる袋に赤物

を合おの作（トリス）と色（トリス）大小長短度換は相ひ

相應は法（トリス）多敷あり二半中（トリス）の出入り

一 進物の小袖（トリス）一は二層の同少袖の類は志より進ん

進物の少袖（トリス）の下（トリス）より豊記抄は云少袖は下の

どちの事教存多し時のるは少袖成り少袖は云は練

貫五重袖の志（トリス）をどち五重を又想をとどけてだん

を廣が（トリス）よ（トリス）は上は練貫を器て袋の切目（トリス）前

あま（トリス）な（トリス）ん（トリス）目（トリス）あり小袖の袖巾をどちより男女

の袖（トリス）よりあり男の方の片（トリス）より女の方の（トリス）裾かきとどち

を（トリス）を（トリス）付（トリス）も（トリス）之（トリス）女房故実修（トリス）は見きり

一 高は紙衣をどち進おはしどちより高は（トリス）藤式衣（トリス）は必

兼（トリス）は（トリス）す（トリス）之（トリス）紙衣牛の耐は（トリス）籠（トリス）り（トリス）す（トリス）一（トリス）周珠の志

書札の形（トリス）は（トリス）記（トリス）す（トリス）の（トリス）形（トリス）は（トリス）記（トリス）す（トリス）

一 弦を進物（トリス）は（トリス）は（トリス）は（トリス）の（トリス）桶（トリス）は（トリス）入（トリス）て（トリス）進（トリス）ませ（トリス）一（トリス）桶（トリス）は（トリス）は（トリス）廿（トリス）筋（トリス）足

一 紙衣の形は記すの形は記す

今川大軍子云馬
連きも八筋
一疋引副馬
貝鞍と八玉貝と
より入る鞍

雑記九

五十二

一 桶の楢の木のこげおしつゝのぬせがぬえをあらわす
引て渡すはぬせのぬせをあらわすを堅板より七弦廿一筋
又廿一筋と書くは字誤我方より後けあり

一 馬を連上又八人は結方ぬ鞍を馬に裸馬を添て進敷

一 引添と云て鎌倉年中行年正月五日馬行初の日云馬

一 疋は鞍を添て又引添テ一匹は裸馬也云又同書云三月

泰山府君祭ノ条云涉秘藏ノ涉馬法鞍置出く同引副合

テ一疋云源平盛衰記卷十四一疋入道云涉秘藏

若ぬひとみコカマ毛と云馬も貝鞍を添て遠山と云る

引具一馬系威ヨロヒの控甲留具添けを添て入出を添て

引添あり是ハ頼政の家臣後を竟脱口と云者ハ平の家盛の孫

馬ももが馬を引添て又盛衰記ハ鎌倉年中行事よりともが若の考へ鞍を

添て厚縮二両小袖十重長櫃カ入て傍に置か外宿を

以十三匹の馬を送致手中は一疋の鞍を置十一疋は裸馬

也云是初使テ連ね十一疋引と云る

一 纏頭テシと云半古年書見入る纏頭と書てゆらまは

はゆらまはと云るハハ等ありハ衣服をぬきてあらわす

衣服をぬきぬきの顔よりあらわすはゆらまは纏頭と云る

と云るハハ等ありハハ等ありハハ等ありハハ等ありハハ等あり

雑記九

五十三

源氏...
おの...
さ...
細...
ハ...
さ...
本...
正...
さ...
さ...
ハ...

東鑑云文治三年正月十二日二品若君御行始也入御于八田右兵衛尉知家南御門宅十葉小太郎彼御劔知家献御馬御劔等又云文治四年正月上洛々献碗飯相副馬立正三品出御南面総洲自持奉銀作劔云

...

物一種...
腕...
肘...
...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

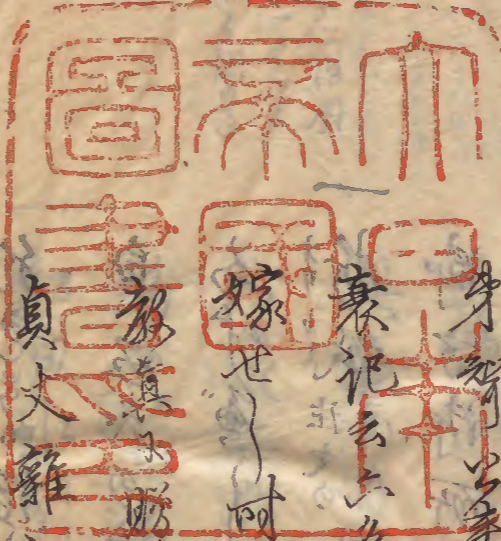
日本書紀卷之六
 皇極經世一
 武家之の
 鏡
 野山
 二階と六二階厨
 子として二またか
 を〜〜の棚のり
 あり

日見へあり此奉藻倉の代より
 あり〜又武家之の
 鏡
 野山
 二階と六二階厨
 子として二またか
 を〜〜の棚のり
 あり

日本書紀卷之六
 皇極經世一
 武家之の
 鏡
 野山
 二階と六二階厨
 子として二またか
 を〜〜の棚のり
 あり

一 折紙事し酒の銘を著る文明目記
 御方所所は能く貴殿は進上は折紙
 一折三合 雉五鮎生成一折
 鯛箱は入り色しるの何ありや宮
 道物老衛門三郎千鯛五枚又長享二年八
 雜記九 五十五終

文明日紀十七年
七月十六日兵部殿
内道平朝一折體
一折之
又永正十五年四月
十二日中納言四條
宰相越前息女西
向宅是都一折兩
種千鯛五干鱈五
云々



素干鯛三尾門云即云々
進物之せし之箱入の物あり干鯛箴箱と云々
何枚と何色ハ第ハハ入之也又細川玄首書札抄云々
進上何々云々干鯛百と云々あり

身習出之身古代あり
兼記云上系判官為義之女を熊野別當教真子
嫁せし時源氏重代の呪丸を解引出物と云々
真丈雜記卷之九

